



9月に開催された三好市議定例会において平成21年度の一般会計および各特別会計の決算が認定されました。
今月号では、私たちが納めた税金や、地方交付税などの大切なお金が21年度においてどのように使われたのか、現在の三好市の財政がどのような状況なのかをご報告します。

決算とは、1年間の予算に対して、実際にどれだけの収入と支出があったかをまとめたもので、今回は、福祉・教育・まちづくり等に使うためのお金である一般会計と、ケーブルテレビ事業、住宅新築資金等貸付事業、土地取得事業、給食事業、井川スキー場事業の各特別会計を総合した普通会計決算を、目的別・性質別に分析しています。
普通会計のほかには、井内財産区特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、特別養護老人ホーム長生園特別会計、浄化槽事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、市立三野病院事業会計などの特別会計があります。

平成21年度普通会計の収入総額は約273億円で、支出総額は約263億円となっており、差引は約10億円となっています。歳入のグラフを見ると、国や県などに依存している財源が79・8%を占めております。特に地方交付税は、依存財源の中で50%以上を占めており、合併後15年間の優遇措置期間が終了する時のことを見据え、引き続き慎重な財政運営が求められています。

お問い合わせ先
三好市財政課
(電話 72・7606)

決算報告の数値やグラフを参考に 次の問題を考えてみましょう
平成22年3月31日現在の三好市の人口(31,758人)で算出

問1 三好市の1年間の支出額を 市民1人あたりにするとそれぞれいくら?
※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

三好市に似た規模の団体の額をヒントにして考えよう 	①社会福祉のために (類団額 119,221円) ア 90,500円 イ 181,000円 ウ 362,000円	②保健・衛生のために (類団額 41,022円) ア 49,000円 イ 98,000円 ウ 147,000円
	③産業振興のために (類団額 40,988円) ア 40,000円 イ 80,000円 ウ 120,000円	④市道の整備などに (類団額 49,175円) ア 79,000円 イ 158,000円 ウ 237,000円
⑥教育・文化のために (類団額 42,894円) ア 31,000円 イ 62,000円 ウ 93,000円	⑦借金返済のために (類団額 68,859円) ア 65,000円 イ 130,000円 ウ 197,000円	⑧その他生活の向上に (類団額 70,986円) ア 50,500円 イ 101,000円 ウ 152,000円

問2 三好市の借金(市債)・貯金(基金)を 市民1人あたりにするとそれぞれいくら?
※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

①借金 (類団額 571,396円) ア 465,000円 イ 930,000円 ウ 1,400,000円	②貯金 (類団額 80,196円) ア 266,000円 イ 532,000円 ウ 798,000円
--	---

正解は次のページの下にあります

実質収支額

項目	金額	説明
歳入総額(A)	273億5439万円	年間収入総額
歳出総額(B)	263億3454万円	年間支出総額
歳入歳出差引額(A)-(B)	10億1985万円	歳入総額から歳出総額を引いたもので形式収支といえます。
翌年度繰越財源(C)	1億2299万円	予定されていた事業が、特別な事情で翌年度にずれってしまったときに、その事業に充てるお金として繰り越す財源。
実質収支額(A)-(B)-(C)	8億9686万円	歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもので、実質的な剰余金です。

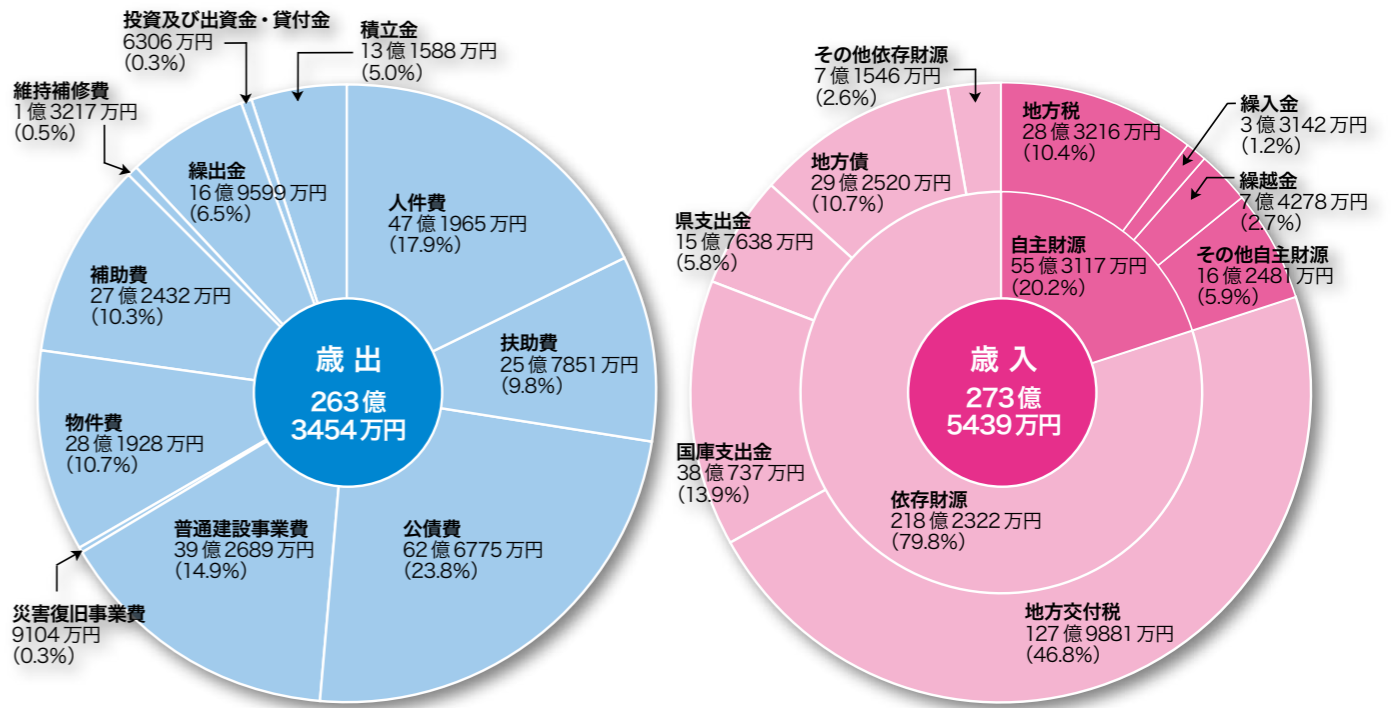
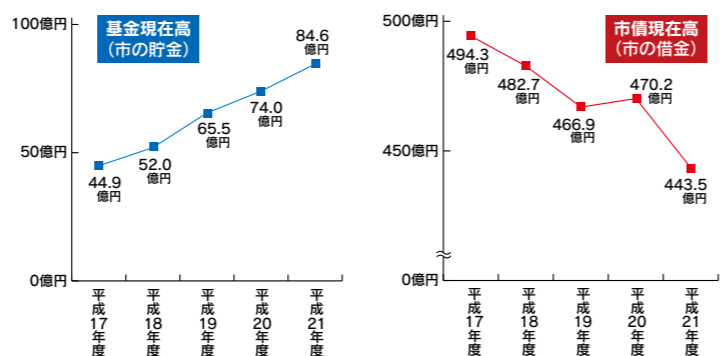
特別会計

会計名	歳出決算額	会計名	歳出決算額
井内財産区	59万円	浄化槽事業	8378万円
国保(事業)	34億5029万円	農業集落排水事業	5950万円
国保(直診)	2億2337万円	簡易水道事業	6億5838万円
老人保健	455万円	水道事業会計	6億4353万円
後期高齢者医療	3億9298万円	病院事業会計	7億6076万円
特養長生園	1億9378万円		

市に納めた市民1人あたりの税金

税目	金額	税目	金額
市民税	37,922円	市たばこ税	4,761円
固定資産税	43,530円	入湯税	553円
軽自動車税	2,413円	合計	89,179円

基金現在高と市債現在高の推移



※ 端数処理により四捨五入しています。

- 人件費** 職員の給与や特別職・議員への報酬などの経費
- 扶助費** 生活困窮者・高齢者・児童・心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費
- 公債費** 市が借りた借金の元金・利子等を支払うための経費
- 普通建設事業費** 道路・橋りょう・学校・庁舎等の公共用または公用施設の新増設の建設事業に必要な経費
- 災害復旧事業費** 災害により被災した施設を復旧するための経費
- 物件費** 旅費・交際費・委託料等の消費的性質をもつ経費
- 補助費** 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金等の経費
- 維持補修費** 道路・公共用施設等を修繕するために必要な経費
- 繰出金** 一般会計・特別会計間で、相互に資金運用するための経費
- 投資及び出資金貸付金** 水道事業会計への出資や奨学貸付金等の経費
- 積立金** 財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積み立てる経費
- 地方税** 私たちが納めた市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税など(国保税は含まず)
- 繰入金** 使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金** 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するもの
- その他自主財源** 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
- 地方交付税** 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金** 国の補助事業に対する国からのお金 これに県や市のお金を合わせて各種事業が行われる
- 県支出金** 県の補助事業に対する県からのお金 これに市のお金を合わせて各種事業が行われる
- 地方債** 市が各種事業を行うために借り入れたお金
- その他依存財源** 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

お問い合わせ先
三好市財政課 (電話 72-7606)

平成21年度決算における財政健全化法に基づく4指標及び資金不足比率

財政健全化法とは…

財政健全化法とは、平成20年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。

従来の再建法が、病気になるまで放っておいて病気になるから対処するものだとすると、この財政健全化法は、健康診断を行うなど「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、病気になる前に対応できるようにするものだと思います。

なお、判断比率が基準を超えた場合には財政再建に取り組まなければならないません。

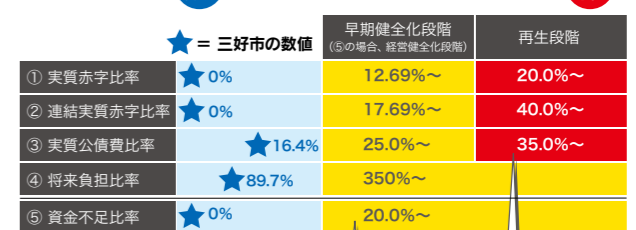
財政の健全度を判断

財政の健全度を判断するには、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の数値等で判断することが出来ます。

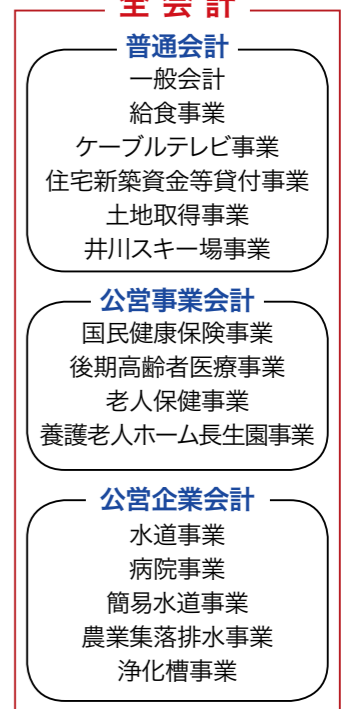
【図1参照】

① 実質赤字比率とは…
普通会計【図2参照】の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。

【図1】



【図2】 全会計



⑤ 資金不足比率とは…

各公営企業会計【図2参照】の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率。

以上の5つの項目のうち①②④の指標により、三好市財政が健全であるかどうかをチェックしましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準に満たないことがわかりました。また、⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に満たない状況ですが、すべての会計とも一般会計からの繰入金により経営を維持している状況です。今後も将来的な地方交付税の減少を見据え、自主財源の確保と事務事業の見直しなどにより引き続き財政の健全化が必要です。

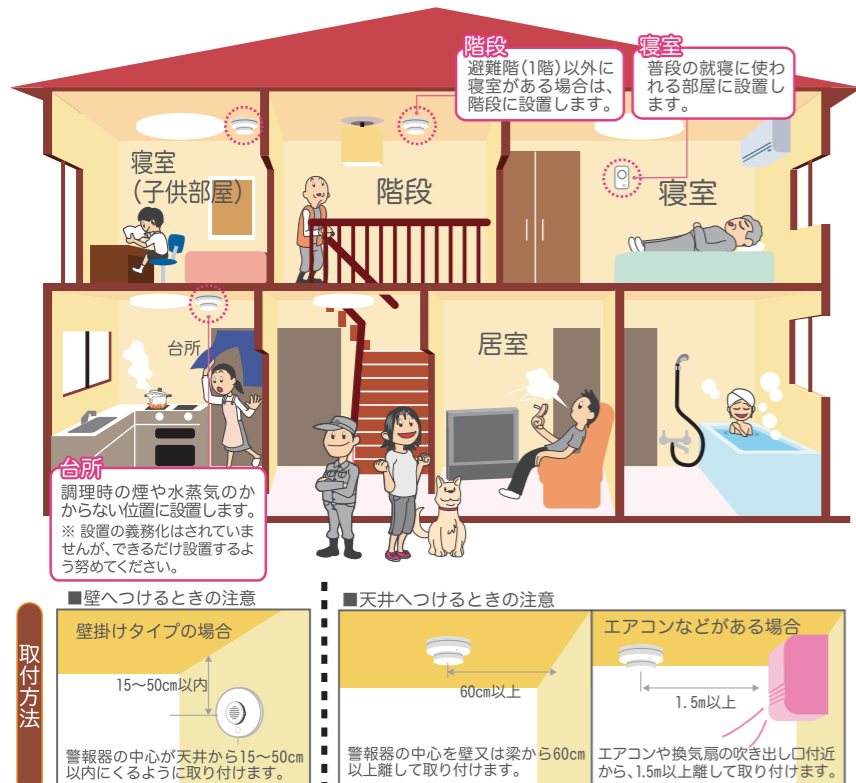
【参考】各指標の前年度対比

項目	平成21年度	平成20年度	増減	備考	
① 実質赤字比率	0% (5.50%)	0% (4.17%)	0% (1.33%)	()は黒字比率	
② 連結実質赤字比率	0% (16.90%)	0% (15.98%)	0% (0.92%)		
③ 実質公債費比率	16.4%	17.4%	△ 1.0%		
④ 将来負担比率	89.7%	120.3%	△ 30.6%		
⑤ 資金不足比率	水道事業	0% (167.31%)	0% (173.17%)	0% (5.86%)	()は資金剰余比率
	病院事業	0% (38.31%)	0% (42.83%)	0% (△ 4.52%)	
	簡易水道事業	0% (56.75%)	0% (57.38%)	0% (△ 0.63%)	
	農業集落排水事業	0% (114.74%)	0% (99.34%)	0% (15.40%)	
	浄化槽事業	0% (18.10%)	0% (30.82%)	0% (△ 12.72%)	

クイズの答え【問1】①イ②ア③イ④ア⑤イ⑥イ⑦ウ⑧ウ【問2】①ウ②ア

一般住宅にも火災警報器の設置が義務付けられることとなりました

ご存知ですか?



総務省消防庁は、住宅火災による死傷者を減少させるため、消防法を改正し、すべての住宅において住宅用火災警報器の設置を義務付けることとしました。
みよし広域連合火災予防条例で定められ、新築住宅は平成18年から、既存住宅も平成23年6月1日から義務化されます。平成23年5月31日までに設置しましょう。逃げ遅れを防ぐためにも、適正な個所に設置をお願いします。

お問い合わせ先
みよし広域連合消防本部
(電話 76・5119)

耐震診断をしませんか?

三好市では、発生する確率が高いと予測される南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施しています。

地震被害を少なくするためにも既存住宅の耐震化が重要であり、その第一歩は耐震診断です。
診断を希望する木造住宅の所有者は、指定の診断申込書により三好市管理課まで申し込みください。対象住宅の要件により耐震診断を実施します。

木造住宅耐震改修について

三好市では今年度および過去の耐震診断で「倒壊する可能性が高い・可能性がある」と診断された木造住宅の耐震改修に対し補助金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

補助金額 改修工事費の2/3
(平成22・23年度に限り特例措置として上限90万円)

自己負担金 3000円
募集戸数 70戸

対象となる木造住宅

三好市に存する木造住宅で
①昭和56年5月31日以前に着工された建物で、地階を除く階数が3以下の建物
②徳島県木造住宅耐震診断、耐震改修マニュアルに記載されている耐震診断対象建築物

お問い合わせ・お申し込み先
三好市建設部管理課
(電話 72・7681)

